

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月12日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/mynumber_dokuji01.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	青森県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の9の項 青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和四十年三月青森県条例第七号)による授業料等の免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和40年青森県条例第7号) 第1条・第7条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、県立高等学校の授業料、受講料、聴講料、入学金及び入学選抜手数料(以下「授業料等」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県立高等学校授業料等徴収条例(昭和40年青森県条例第7号) 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学金の免除に関する規則(昭和36年3月青森県教育委員会規則第5号)